

独立行政法人日本学生支援機構
令和4年細則第5号
最近改正 令和8年細則第1号

官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）実施細則を次のように定める。

令和4年10月11日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡知哉

官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）実施細則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生に対する奨学金等の支給（第2条－第12条）
- 第3章 拠点形成支援事業の地域事業交付金（第13条－第24条）
- 第4章 拠点形成支援事業による派遣留学生に対する奨学金等の支給その他必要な事項（第25条－第35条）
- 第5章 雜則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、官民協働海外留学支援制度（新・日本代表プログラム）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第19号。以下「規程」という。）第3条、第5条、第8条、第12条、第15条、第19条及び第24条の規定に基づき、派遣留学生に対する奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）の支給、地域協議会に対する地域事業交付金の交付その他の事項に関し、必要な事項を定める。

第2章 大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生に対する奨学金等の支給

（第二種奨学金の家計基準を満たすものとみなす場合）

第2条 規程第3条第2項ただし書の別に定める要件を満たす場合とは、同項の収入基準額を超える場合であって、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の理事長（以下単に「理事長」という。）が別に定める支援予定人数の1割程度を上回らない人数を採用するときをいう。

（採用又は支給の辞退）

第3条 規程第2条に定義する大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とす

るコースによる派遣留学生は、学校（規程第2条第1項に定める「大学等」及び規程第2条第2項に定める「高校等」をいう。以下同じ。）を通じ、事前研修の参加前にあっては派遣留学生としての採用を、参加後にあっては奨学金等の支給を辞退することができる。

- 2 学校の長は、派遣留学生から前項の採用又は奨学金等の支給の辞退の申出があつた場合、機構が別に定める書類により、その旨を理事長に届け出るものとする。
- 3 理事長は、前項の届出があつた場合、当該派遣留学生への奨学金等の支給を終了するものとする。既に大学等又は派遣留学生へ支給済みの奨学金等については、その全部又は一部を返納させることができる。

（計画の変更）

第4条 学校の長は、大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生が、留学計画の変更又は奨学金等の支給期間の変更を希望する場合、変更内容を確認した上で、機構が認める書類により、その変更を理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、前項により申請された留学計画が、採用時の留学計画と同等の質を確保していると判断した場合に限り、留学計画の変更を承認する。ただし、採用時の留学計画から大幅な変更が生じていると判断するときは、留学計画の変更後も派遣留学生が規程第3条第1項に掲げる要件を満たす場合に限り、規程第7条に定める選考委員会で再審査を行うものとする。
- 3 理事長は、前項により留学計画の変更が承認された場合のほか、次の各号の条件を全て満たしていると判断した場合に限り、奨学金等の支給期間の変更を承認する。
 - (1) 査証発給の遅れや病気等、やむを得ない理由によること。
 - (2) 変更後の奨学金等の支給期間が、採用時の支給期間を超えないこと。
 - (3) 原則として、変更後の奨学金等の支給開始月が、採用時の開始月と同年度内に属していること。

（大学生等を対象とするコースにおける奨学金等の支給方法）

第5条 大学等の長は、大学生等を対象とするコースによる派遣留学生の申請に基づき、機構が認める書類により、奨学金等の支給を理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、前項による申請の内容を審査の上、大学等が設置する銀行口座に奨学金等を振り込む。
- 3 大学等の長は、前項により受領した奨学金等を、次に掲げる方法により支給する。

（1） 奨学金

大学等の長は、大学生等を対象とするコースによる派遣留学生の大学等での在籍並びに諸外国及び諸地域（以下「諸外国等」という。）に所在する留学生を受け入れる機関（以下「受入れ機関」という。）における在籍及び学修状況を確認（以下「在籍確認」という。）した上で、留学先国・地域に応じて別表第1に定める地域区分の月額（第2条により採用する場合は、留学先国・地域にかかわらず、一律60,000円）を、次に掲げる方法により、一月ごとに支給するものとする。

ア 留学期間中に留学先国・地域を離れ、一月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しないものとする。

イ 一月のうちに別表第1による留学先国・地域が複数の地域区分にまたがる場合は、留学日数がより多い地域区分の月額を支給するものとする。この場合において、複数の地域区分の留学日数が同じであるときは、月額がより高い地域区分の月額を支給する。

(2) 留学準備金

大学等の長は、次に定める留学準備金として、留学先国・地域に応じて別表第2に定める地域区分の金額を、原則として留学開始前に支給する。

ア 事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

イ 往復渡航費 留学先国・地域への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部

ウ その他、査証取得や予防接種等留学の準備に必要な費用の一部

(3) 授業料

大学等の長は、受入れ機関における授業料として別表第3に定める金額を支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は支給しない。

ア 学生交流に関する協定等により、受入れ機関において授業料不徴収又は授業料全額免除となっている場合

イ 受入れ機関が諸外国等の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校に相当する諸外国等の学校をいう。ウにおいて同じ。）以外の場合

ウ 受入れ機関である諸外国等の大学等において受講する科目が、語学の習得を目的とする内容の科目のみであり、かつ当該科目が専門分野の学修を目的としていない場合

4 大学等の長は、大学生等を対象とするコースによる派遣留学生に奨学金等を支給した際には、派遣留学生から受領書を徴収し保管するか、又は、銀行の振込受領書等を保管するものとする。

（高校生等を対象とするコースによる奨学金等の支給方法）

第6条 高校等の長は、高校生等を対象とするコースによる派遣留学生の申請に基づき、機構が認める書類により、奨学金等の支給を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項による申請の内容を審査の上、原則高校生等を対象とするコースによる派遣留学生名義の銀行口座に、奨学金等を次に掲げる方法により支給する。

(1) 奨学金

ア 留学期間が5か月以上の場合 理事長は、高校等の長が派遣留学生の在籍確認をしたことを確認した上で、留学先国・地域に応じて別表第1に定める地域区分の金額（第2条により採用する場合は、留学先国・地域にかかわらず、一律60,000円）を、一月ごとに支給するものとする。

イ 留学期間が5か月未満の場合 理事長は、留学先国・地域に応じて別表第1に定める地域区分の金額（第2条により採用する場合は、留学先国・地域にかかわらず、一律60,000円）に、本号ウに基づき算出した支給回数を乗じた金額

を、留学終了後に支給するものとする。

ウ 奨学金の支給回数は、留学期間を31で除して得られる数（1未満の端数は切り上げる。）とする。

エ 留学先国・地域が別表第1の複数の地域区分にまたがる場合は、留学日数がより多い地域区分の月額を支給するものとする。この場合において、複数の地域区分の留学日数が同じであるときは、月額がより高い地域区分の月額を支給する。

(2) 留学準備金

理事長は、次に定める留学準備金として、留学先国・地域に応じて別表第2に定める地域区分の金額を、原則として留学開始前に支給する。

ア 事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

イ 往復渡航費 留学先国・地域への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部

ウ その他、査証取得や予防接種等留学の準備に必要な費用の一部

3 高校等の長は、在籍確認その他支給に当たり必要な報告を行うものとする。

(奨学金等の支給の終了)

第7条 理事長は、大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生が、次の各号の一に該当すると認められた場合は、直ちに奨学金等の支給を終了するものとする。

(1) 規程第3条第1項に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合

(2) 留学期間が28日（高校生等を対象とするコースにあっては14日）に満たなくなった場合

(3) 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合

(4) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍する学校で懲戒処分を受けた場合

(5) 留学計画に大幅な変更が生じている場合。ただし、第4条に定める再審査により、採用時の留学計画と同等の質を確保していると判断できる場合は、この限りではない。

(6) 派遣留学生の本制度にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合

(7) その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

2 理事長は、前項に該当する派遣留学生に対して、既に奨学金等を支給済みの場合、その全部又は一部を返納させることができる。

(採用の取消し)

第8条 理事長は、大学生等を対象とするコース及び高校生等を対象とするコースによる派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消すことができる。

2 理事長は、前項に該当する派遣留学生に対して既に奨学金等を支給している場合、その全部を返納させるものとする。

(奨学金等を支給しない場合)

第9条 理事長は、第3条、第7条及び前条に規定するもののほか、派遣留学生に対する奨学金等の支給が不適切であると認められる場合、奨学金等は支給しないものとする。

2 理事長は、前項に該当する派遣留学生に対して既に奨学金等を支給している場合、奨学金等の全部又は一部を返納させるものとする。

(奨学金等の支給要件等の特例)

第10条 理事長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、派遣留学生に次の各号に掲げる事由が生じ、第4条に基づく変更の手続きがなされた場合、第5条第3項及び第6条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定めるものを支給することができる。

- (1) やむを得ず留学先国・地域に留まらざるを得ない場合 別表第1に定める当該月分の奨学金。ただし、必要と認められる期間に限る。
- (2) 一時帰国を余儀なくされた派遣留学生が、再度留学先国・地域へ渡航する場合 別表第2備考に定める金額

(証拠書類の保管)

第11条 学校の長は、奨学金等の申請における根拠資料及び派遣留学生の受領書又は銀行の振込受領書等、学校が派遣留学生に奨学金等を支給したことを証明する書類の写し等を、留学期間の終了月の属する年度の翌年度初日を起算日として、5年間保管しなければならないものとする。

(受給証明書の発行)

第12条 学校の長は、派遣留学生の申請に基づき、機構の認める書類により、機構に代わって奨学金等の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り保管するものとする。

第3章 拠点形成支援事業の地域事業交付金

(交付金の額)

第13条 理事長は、採択を決定した地域協議会に対し、地域協議会が拠点形成支援事業による派遣留学生（交付決定日（規程第14条第3項により地域協議会に対し交付を決定した日をいう。第3号において同じ。）の属する年度の翌々年度の12月末日までに留学を終了する者に限る。）に支給する奨学金等及び運営経費について、次に定める金額を地域事業交付金として交付するものとする。ただし、第29条第2項の金額を除き、1年につき1,250万円を上限とする。

(1) 奨学金

派遣留学生に支給する奨学金の金額の2分の1の金額

(2) 留学準備金

別表第2に定める金額の2分の1の金額

(3) 運営経費

地域協議会が支出する運営経費の2分の1の金額（交付決定日から交付決定日の属する翌々年度の末日までに発生した別表第4に掲げる経費に限る。）ただし、最初の交付決定日が属する年度については200万円を上限とする。

(交付金の交付の申請)

第14条 地域協議会の長は、前条の規定に基づく交付を受けようとするときは、機構が認める書類により、理事長に申請するものとする。

(交付の決定の通知)

第15条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、交付額を決定し、交付の決定を地域協議会の長に通知（以下「交付決定」という。）するものとする。

2 理事長は、前項の交付額の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第16条 地域協議会の長は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは交付の申請を取り下げることができるものとし、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第17条 理事長は、地域協議会から交付決定に記載された交付金の適正な請求があつたときは、交付金を地域協議会に支払うものとする。

(交付決定の変更)

第18条 地域協議会の長は、申請の内容に変更が生じたときは、変更の申請を理事長に提出し、その承認を得なければならないものとする。

2 理事長は、前項の承認をする場合には、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定した事業の中止又は廃止)

第19条 地域協議会の長は、交付決定された事業を中止又は廃止しようとするときは、中止又は廃止の申請を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実施報告書)

第20条 地域協議会の長は、交付金会計報告及び事業実施報告を理事長が指定した期日までに提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第21条 理事長は、前条の規定による事業実施報告を受けた場合において、その事業実施報告等関係書類の審査及び必要に応じて行う調査により地域事業の実施結果が交付決定の内容（第18条第2項に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、地域事業に要した経費の額又は交付額のいずれか少ない額を交付すべき交付金の額として確定し、地域協議会の長に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により地域協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の

交付金の返還を求めるものとする。

(交付決定の取消し等)

第22条 理事長は、第19条に規定する申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、第15条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 地域協議会が、法令、交付決定の内容又はこの細則に基づく理事長の指示に違反した場合

(2) 地域協議会が、交付金を交付決定した地域事業以外の用途に使用した場合

(3) 地域協議会が、地域事業に関して不正、怠慢、虚偽その他の不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情により、地域事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 理事長は、前項の規定により交付決定の取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付金の経理)

第23条 地域協議会は、地域事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備するとともに、これらの帳簿及び書類を交付期間終了の翌年度初日を起算日として5年間保存しなければならないものとする。

2 交付金による利息等については、その全額を奨学金等又は運営経費に充当するものとする。

(報告の公表)

第24条 理事長は、第20条の規定により提出された事業実施報告書の全部又は一部を公表するものとする。

第4章 拠点形成支援事業による派遣留学生に対する奨学金等の支給その他必要な事項

(第二種奨学金の家計基準を満たすものとみなす場合)

第25条 規程第3条第2項ただし書の別に定める要件を満たす場合とは、同項の収入基準額を超える場合であって、地域協議会の長が別に定める人数を上回らない人数を採用するときをいう。

(採用又は支給の辞退)

第26条 拠点形成支援事業による派遣留学生は、高校等を通じ、事前研修の参加前にあっては派遣留学生としての採用を、参加後にあっては奨学金等の支給を辞退することができる。

2 高校等の長は、派遣留学生から前項の採用又は奨学金等の支給の辞退の申出があった場合、地域協議会が別に定める書類により、その旨を地域協議会の長に届け出るものとする。

3 地域協議会の長は、前項の届出があった場合、当該派遣留学生への奨学金等の支給を終了するものとする。既に派遣留学生へ支給済みの奨学金等については、その全部又は一部を返納させることができる。

(計画の変更)

第27条 高校等の長は、拠点形成支援事業による派遣留学生が、留学計画の変更又は奨学金等の支給期間の変更を希望する場合、変更内容を確認した上で、地域協議会が認める書類により、その変更を地域協議会の長に申請するものとする。

2 地域協議会の長は、前項により申請された留学計画が、採用時の留学計画と同等の質を確保していると判断した場合に限り、留学計画の変更を承認する。ただし、採用時の留学計画から大幅な変更が生じていると判断するときは、留学計画の変更後も派遣留学生が規程第3条第1項に掲げる要件を満たす場合に限り、規程第18条に定める選考委員会で再審査を行うものとする。

3 地域協議会の長は、前項により留学計画の変更が承認された場合のほか、次の各号の条件を全て満たしていると判断した場合に限り、奨学金等の支給期間の変更を承認する。

- (1) 査証発給の遅れや病気等、やむを得ない理由によること。
- (2) 変更後の奨学金等の支給期間が、採用時の支給期間を超えないこと。
- (3) 原則として、変更後の奨学金等の支給開始月が、採用時の開始月と同年度内に属していること。

(拠点形成支援事業による奨学金等の支給方法)

第28条 高校等の長は、拠点形成支援事業による派遣留学生の申請に基づき、地域協議会が認める書類により、奨学金等の支給を地域協議会の長に申請するものとする。

2 地域協議会の長は、前項による申請の内容を審査の上、原則、拠点形成支援事業による派遣留学生名義の銀行口座に、奨学金等を次に掲げる方法により支給する。

(1) 奨学金

地域協議会の長は、留学先国・地域に応じて別表第1に定める地域区分の金額（第2条により採用する場合は、留学先国・地域にかかわらず、一律60,000円）に、本号アに基づき算出した支給回数を乗じた金額を、次に掲げる方法により、留学終了後に支給するものとする。

ア 奨学金の支給回数は、留学期間を31で除して得られる数（1未満の端数は切り上げる。）とする。

イ 留学先国・地域が別表第1の複数の地域区分にまたがる場合は、留学日数がより多い地域区分の月額を支給するものとする。この場合において、複数の地域区分の留学日数が同じであるときは、月額がより高い地域区分の月額を支給する。

(2) 留学準備金

地域協議会の長は、次に定める留学準備金として、留学先国・地域に応じて別表第2に定める地域区分の金額を、原則として留学開始前に支給する。

ア 事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

イ 往復渡航費 留学先国・地域への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部

ウ その他、査証取得や予防接種等留学の準備に必要な費用の一部

3 地域協議会の長は、拠点形成支援事業による派遣留学生に奨学金等を支給した際には、派遣留学生から受領書を徴収し保管するか、又は、銀行の振込受領書等を保管するものとする。

(奨学金等の支給要件等の特例)

第29条 地域協議会の長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣留学生がやむを得ず留学先国・地域に留まらざるを得ない場合であって、第27条に基づく変更の手続きがなされた場合、前条第2項の規定にかかわらず、別表第1に定める当該月分の奨学金を支給することができる。ただし、必要と認められる期間に限る。

2 理事長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時帰国を余儀なくされた派遣留学生が、再度留学先国・地域へ渡航する場合であって、第27条に基づく変更の手続きがなされた場合、前条第2項の規定にかかわらず、別表第2備考に定める金額を支給することができる。

(奨学金等支給方法の特例)

第30条 第28条の規定にかかわらず、理事長は、特に必要と認めたときは、派遣留学生へ奨学金等を支給できるものとする。この場合において、理事長は、当該派遣留学生の在籍する高校等の長及び地域協議会の長に対して派遣留学生に関する情報の提供を求めることができる。

(奨学金等の支給の終了)

第31条 地域協議会の長は、拠点形成支援事業による派遣留学生が、次の各号の一に該当すると認められた場合は、直ちに奨学金等の支給を終了するものとする。

- (1) 規程第3条第1項に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (2) 留学期間が14日に満たなくなった場合
- (3) 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
- (4) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入れ機関若しくは在籍する高校等で懲戒処分を受けた場合
- (5) 留学計画に大幅な変更が生じている場合。ただし、第27条に定める再審査により、採用時の留学計画と同等の質を確保していると判断できる場合は、この限りではない。
- (6) 派遣留学生の本制度にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

2 地域協議会の長は、前項に該当する派遣留学生に対して、既に奨学金等を支給済みの場合、その全部又は一部を返納させることができる。

(採用の取消し)

第32条 地域協議会の長は、拠点形成支援事業による派遣留学生の応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合は、派遣留学生としての採用を取り消すことができる。

きる。

- 2 地域協議会の長は、前項に該当する派遣留学生に対して既に奨学生等を支給している場合、その全部を返納させるものとする。

(奨学生等を支給しない場合)

第33条 地域協議会の長は、第26条、第31条及び前条に規定するもののほか、派遣留学生に対する奨学生等の支給が不適切であると認められる場合、奨学生等は支給しないものとする。

- 2 地域協議会の長は、前項に該当する派遣留学生に対して既に奨学生等を支給している場合、奨学生等の全部又は一部を返納させるものとする。

(証拠書類の保管)

第34条 高校等の長及び地域協議会の長は、奨学生等の申請における根拠資料及び派遣留学生の受領書又は銀行の振込受領書等、地域協議会が派遣留学生に奨学生等を支給したことを証明する書類の写し等を、留学期間の終了月の属する年度の翌年度初日を起算日として5年間保管しなければならないものとする。

(受給証明書の発行)

第35条 高校等の長は、派遣留学生の申請に基づき、地域協議会の認める書類により、地域協議会に代わって奨学生等の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り保管するものとする。

第5章 雜則

(雑則)

第36条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年10月11日から施行する。

(留学準備金の支給の特例)

- 2 第5条第3項第2号、第6条第2項第2号及び第28条第2項第2号の規定にかかわらず、大学等の長、理事長及び地域協議会の長は、令和6年度以降に採用される派遣留学生に対し、別の定めにより、留学準備金を増額して支給することができる。

(地域事業交付金の額の特例)

- 3 第13条ただし書及び同条第2号の規定にかかわらず、理事長は地域協議会に対し、同条各号に定める金額に加え、前項に基づく増額に必要な地域事業交付金の全額を交付するものとする。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和5年細則第1号)

この細則は、令和5年3月1日から施行し、改正後の規定は令和4年10月11日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和5年細則第6号)

この細則は、令和5年10月27日から施行し、改正後の規定は令和6年度以降に採用

される者に係る選考から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年細則第2号）

この細則は、令和6年4月1日から施行し、改正後の附則第2項及び第3項については、令和6年度に採用される派遣留学生に適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年細則第11号）

この細則は、令和6年10月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年細則第1号）

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 第5条第3項第1号, 第6条第2項第1号, 第10条第1号, 第28条第2項第1号及び第29条第1項関係

地域区分	金額
北米, シンガポール, 欧州（以下の除外国を除く）, 中近東（除外国） アゼルバイジャン, アルバニア, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, エストニア, カザフスタン, キルギス, ジョージア, クロアチア, コソボ, スロバキア, スロベニア, セルビア, タジキスタン, チェコ, トルクメニスタン, ハンガリー, ブルガリア, ベラルーシ, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, 北マケドニア共和国, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, ルーマニア	160,000円
アジア（シンガポールを除く）・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国	120,000円

別表第2 第5条第3項第2号, 第6条第2項第2号, 第10条第2号, 第13条第2号, 第28条第2項第2号及び第29条第2項関係

地域区分	金額
アジア地域	150,000円
上記以外の地域	250,000円

備考

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時帰国を余儀なくされた派遣留学生に対するこの表の適用については、「150,000円」とあるのは「100,000円」と、「250,000円」とあるのは「200,000円」とする。

別表第3 第5条第3項第3号関係

金額
300,000円

別表第4 第13条第3号関係

消耗品費	図書・書籍, 事務用品等の消耗品の経費 ただし、派遣留学生の教科書等通常高校生等が負担すべき費用については、対象外とする。
人件費	事務局職員等の人件費
謝金	専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝礼に要する経費
旅費	国内旅費、外国旅費、招へい旅費等
業務委託費	業務委託に要する経費
印刷製本費	資料等の印刷、製本に要する経費
会議費	会議、報告会等の開催に要する経費
通信運搬費	物品の運搬、通信・電話料(本事業に係る経費として明確に区分計上できる場合)、振込手数料等に要する経費
支払賃借料	物品等の借損及び使用、施設・設備使用に要する経費
広告宣伝費	広報に要する経費
雑費	その他上記に分類できない経費